

平成28年(㉮)第 号伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立事件

債権者 須藤昭男 外名

債務者 四国電力株式会社

準備書面(15)補充書1

(航空機事故)

2016年8月31日

松山地方裁判所 御中

債権者ら代理人

弁護士	薦田伸夫	弁護士	河合弘之
弁護士	東俊一	弁護士	海渡雄一
弁護士	高田義之	弁護士	青木秀樹
弁護士	今川正章	弁護士	内山成樹
弁護士	中川創太	弁護士	只野靖
弁護士	中尾英二	弁護士	甫守一樹
弁護士	谷脇和仁	弁護士	中野宏典
弁護士	山口剛史	弁護士	井戸謙一
弁護士	定者吉人	弁護士	市川守弘
弁護士	足立修一	弁護士	望月健司
弁護士	端野真	弁護士	鹿島啓一
弁護士	橋本貴司	弁護士	能勢顯男
弁護士	山本尚吾	弁護士	胡田敢
弁護士	高丸雄介	弁護士	前川哲明
弁護士	南拓人	弁護士	竹森雅泰
弁護士	東翔	弁護士	松岡幸輝

目次

第1 はじめに	2
第2 航空機落下確率	3
1 債務者の主張	3
2 現実の多発等	3
第3 航空機落下確率の評価基準	3
1 債務者の主張	3
2 不合理極まりない限定	3
第4 テロ対策	4
1 債務者の主張	4
2 債務者の主張の破綻	5

航空機事故・補充書1

第1 はじめに

2016年6月29日付債権者ら準備書面(15)に対し、債務者は、これに対する反論書面として、平成28年7月25日付債務者準備書面(15)を提出した。

ここでも、債務者の反論は多くないが、本書面で再反論を行う。

なお、上記債権者ら準備書面(15)では、代理人の誤解による誤記等があったので、同書面を次のとおり訂正する。訂正前ほどではないが、訂正後も、僅か32m離れるだけで、1.5倍以上(年にすると538万年)もの違いがあることになり、債務者の確率計算に重大な問題があることに変わりはない。

同書面25頁下から5～6行目の「 6.5×10^{-8} 回/炉・年とは、伊方3号炉につき6億5000万年に1回という確率である。」の下線部を、「1億年に6.5回(約1538万年に1回)という確率である。」に訂正する。

同書面26頁下から10行目～の「39mの離隔距離…したとしている(甲B178:8・1～8・3)。」の次に、「なお、四電は、その後32mに修正している模様である。」を加える。

同書面27頁7行目の「6億5000万年に1回」を「1億年に6.5回(約1538万年に1回)」に訂正する。

同書面27頁10及び11行目の「65倍」を「1.5倍以上」に訂正する。

第2 航空機落下確率

1 債務者の主張

債務者は、民間航空機及び自衛隊機・米軍機について飛行規制や視認性を向上させるための灯火を設置しているから、他の地域に比べ落下確率は十分低いと考えられる(3～4頁)と主張している。

2 現実の多発等

しかし、事故の場合、飛行規制や視認性は必ずしも事故防止につながらないから、他の地域に比べ落下確率が十分低いなどといえる筈がない。実際にも、債権者ら準備書面(15)第1及び第2に記載したように伊方原発近辺では事故が多発しており、その原因として同第3記載の原因があるのであるから、もし、債務者が、それでも落下確率が十分低いというのであれば、実証すべきである。また、航空機がテロに用いられた場合、原発への落下確率は、他の地域に比べて格段に高くなることはいうまでもない。

第3 航空機落下確率の評価基準

1 債務者の主張

債務者は、債権者らが「ひたすら確率を下げる仕組みとなっている」と主張しているのに対し、「合理的と考えられる限定を行っているに過ぎない」(5頁)と主張している。

2 不合理極まりない限定

しかし、債権者ら準備書面(15)(17頁～)に記載したように、基準は、自衛

隊機又は米軍機の基地内での事故は対象外，有視界飛行方式民間航空機の落下事故は全国平均値として用いる，訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中の自衛隊機又は米軍機の落下事故は全国平均値を用いる，小型固定翼機及び回転翼機の定期便は評価対象外とする，計器飛行方式で飛行する大型固定翼機の不定期便は評価対象外とする，最大離陸重量が5700kg以下の「小型機」は対象外とする，航空機の損傷の「大破」「中破」「小破」「損傷なし」の内「大破」だけを評価対象とする，「離陸時」「着陸時」「巡航中」「滑走中」「地上」の内，「離陸時」「着陸時」「巡航中」だけを評価対象とする，事故事例及び運航実績の集計期間は原則として最近の20年間とし，国内データに限定する，原子炉施設上空以外に設定されている航空路を飛行する航空機の原子炉施設への落下は評価対象外とする，原子炉施設の標的面積は原則として0.01km²を用いる，小型固定翼機と回転翼機の離着陸時の事故は評価対象外とする，有視界飛行方式の航空機の落下確率は全国平均値として評価する，小型固定翼機や回転翼機の巡航中事故の中の不時着，農薬散布，工事中や資材運搬中，ホバリング中の事故は評価対象外とする，単位年あたりの事故率を算出するための事故事例の集計期間は原則として最近の20年間とする，小型機の落下確率評価は大型機の場合に対して1/10という係数を乗ずる等の1.7以上の限定を加えており，どれ一つをとっても，決して合理的と認められるものではない。ひたすら確率を下げるための不合理極まりない限定であるといわざるを得ないのである。

第4 テロ対策

1 債務者の主張

債務者は、「故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによって原子炉施設の大規模な損壊が生じた場合に備えた体制(手順書の整備，当該手順書に従って活動を行うための体制及び資器材の整備)を整備している」ので，ドイツのシュレスビヒ・ホルシュタイン州上級行政裁判所の判決にもかかわ

らず、テロリズムによる航空機の衝突について体制を整備していると主張している(4頁, 8頁)。

2 債務者の主張の破綻

しかし、伊方3号炉の設置変更許可が1986(昭和61)年5月26日であるから、1990(平成2)年8月30日に決定された安全設計審査指針はまだ出来ておらず、伊方3号炉が航空機の落下を想定し、これに耐えられるような設計になっていないことは明白である。現に、債務者は、「本件3号機においては航空機落下に対する防護について設計上考慮する必要がないと判断した」(3頁)と主張しているのである。その3号炉が、大型航空機の衝突というテロリズムに耐えられる筈がない。債務者は、「手順書の整備、当該手順書に従って活動を行うための体制及び資器材の整備」によって、本当に、大型航空機の衝突というテロリズムに耐えられると思っているのであろうか。また、上記シュレスビッヒ・ホルシュタイン州上級行政裁判所の判決は、航空機を使ったテロ行為について審査した許可庁が、まだ開発段階にあったエアバスA380(最大定員約850人)という大型の航空機を使ったテロについて審査していないことを理由に設置許可を取り消したものであるが、債務者は、これを全く理解していない。

驚くべき債務者の主張は完全に破綻しており、改めて、債務者が危険極まりない原発を運転する適格性を危惧しない訳にはいかない。

以上